

令和3年福島県沖地震で被害を受けた中小企業者等を対象 とした特別相談窓口を設置しました

(公財)仙台市産業振興事業団および仙台市では、今般の福島県沖地震により被害を受け事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営や資金繰り等に対応するため、特別相談窓口を開設しました。

- (1) 名称 令和3年福島県沖地震に伴う災害に係る中小企業者等のための特別相談窓口
- (2) 設置者 (公財)仙台市産業振興事業団、仙台市
- (3) 期間 令和3年2月16日（火曜日）から当分の間
- (4) 場所 (公財)仙台市産業振興事業団 経営支援課
仙台市青葉区中央1-3-1 AER(アエル)7階
- (5) 相談時間 午前8時30分から午後5時（土・日・祝日を除く）
- (6) 利用方法 下記の電話にて予約をしてお越しください。予約がなくても相談は可能ですが、あらかじめ予約いただくとお待たせすることなくご案内できます。
(電話724-1122)にて受け付けます。受付時間は午前9時～午後5時です。
- (7) 相談内容 福島県沖で被害を受けた中小企業者の経営、金融相談等
- (8) 費用 無料
- (9) お問い合わせ先 (公財)仙台市産業振興事業団
経営支援部 経営支援課 担当：赤羽、西槇
〒980-6107 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER(アエル)7階
TEL：022-724-1122
E-mail：keieishien@siip.city.sendai.jp

※市政記者クラブ、電力記者クラブ双方にプレスリリースを行っております。